

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定	長 寿 社 会 課
・介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	〃
・有害興行の指定	こ ども 未 来 課
・有害図書類の指定	〃
・臨時種畜検査の実施	畜 産 課
・保安林の指定施業要件の変更の予定(2件)	林 政 課
・道路の区域の変更	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	〃
・公有水面埋立ての竣功認可(2件)	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	商 工 金 融 課
・長崎県労働委員会委員の任命	雇 用 労 政 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・換地処分	〃
・県営土地改良事業変更計画の決定(3件)	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第922号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第44条第1項、第53条第1項又は第56条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
4260190303	セントケア訪問看護ステーション長崎 長崎県長崎市馬町81番地第7三光ビル20A号	セントケア九州株式会社 代表取締役 川島 裕介 熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問看護 介護予防 訪問看護

4270108337	中央管理有限会社	長崎県長崎市浜平1丁目1番3号	中央管理有限会社	代表取締役 安藤 伸吉	長崎県長崎市浜平1丁目1番3号	平成23年10月1日	特定福祉用具販売、福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与
4260190311	ニチイケアセンター長崎 訪問看護ステーション	長崎県長崎市桜馬場1丁目2番4号 グリーンビル3F	株式会社 ニチイ学館	代表取締役 齊藤 正俊	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成23年10月1日	訪問看護介護予防訪問看護居宅療養管理指導介護予防居宅療養管理指導
4270402524	株式会社アルタテ	長崎県諫早市森山町唐比北609番地11	株式会社アルタテ	代表取締役 本多 進	長崎県諫早市森山町唐比北609番地11	平成23年10月1日	特定福祉用具販売、福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与
4270402490	ヘルパーステーション まごころ	長崎県諫早市多良見町舟津1428-4	株式会社 ピュアライフ	代表取締役 川崎 絹江	長崎県長崎市平間町1322-2	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270108311	訪問介護事業所 すこやか	長崎県長崎市西北町35番6号	株式会社 清喜	代表取締役 田中 政秀	長崎県長崎市西北町35番6号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270108329	訪問介護 けやき	長崎県長崎市けやき台町11番3号	株式会社 けやき	代表取締役 坂本 忠	長崎県長崎市けやき台町11番3号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270204151	セントケア佐世保	長崎県佐世保市卸本町23-2	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270108345	セントケア長崎	長崎県長崎市馬町81番地 第7三光ビル20A号	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4272200678	セントケア福江	長崎県五島市三尾野1丁目8-5	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270700612	セントケア平戸	長崎県平戸市戸石川町800-3	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4271501399	セントケア佐々	長崎県北松浦郡佐々町本田原免216-8 濱田店舗A号	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270501507	セントケア大村	長崎県大村市古賀島町501-5 コーポ古賀島102号	セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成23年10月1日	訪問介護介護予防訪問介護
4270204169	介護付有料老人ホーム シーサイドヴィラ音羽の浜	長崎県佐世保市東浜町139番	社会福祉法人 清真会	理事長 池田 豊	長崎県佐世保市東浜町123番	平成23年10月1日	特定施設入居者生活介護介護予防特定施設入居者生活介護
4270108386	ショートステイ エルフ山の手	長崎県長崎市戸町1丁目22番31	株式会社 ANTY	代表取締役 中谷 成実	長崎県長崎市ダイヤランド1丁目22番3号	平成23年10月1日	短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護
4270108410	ショートステイサンハイツ青山中央	長崎県長崎市青山町14番1号	社会福祉法人 致遠会	理事長 野濱 愛	長崎県長崎市油木町65番地14	平成23年10月1日	短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護

4270108428	こくら庵	長崎県長崎市興善町5番1号	社会福祉法人 照善会	理事長 舩越 哲	長崎県長崎市興善町5番1号	平成23年10月1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
4270108394	デイサービス エルフ山の手	長崎県長崎市戸町1丁目22番31号	株式会社 ANTY	代表取締役 中谷 成実	長崎県長崎市ダイヤランド1丁目22番3号	平成23年10月1日	通所介護 介護予防 通所介護
4270108402	デイサービスセンターサンハイツ青山中央	長崎県長崎市青山町14番1号	社会福祉法人 致遠会	理事長 野濱 愛	長崎県長崎市油木町65番地14	平成23年10月1日	通所介護 介護予防 通所介護
4272200686	デイサービスセンター 清風	長崎県五島市武家屋敷1丁目5番地47	社会福祉法人 秀峯会	理事長 神之浦 文三	長崎県五島市岐宿町二本楠375番地	平成23年10月1日	通所介護 介護予防 通所介護
4270402508	デイサービス まりん	長崎県諫早市多良見町元釜5番地15	有限会社 エコソール	代表取締役 濱中 洋一	長崎県諫早市多良見町元釜5番地15	平成23年10月1日	通所介護 介護予防 通所介護
4270402516	デイサービスセンター あやめの郷	長崎県諫早市飯盛町里1698番地1	株式会社あやめの郷	代表取締役 森山 由海	長崎県諫早市飯盛町里1698番地1	平成23年10月1日	通所介護 介護予防 通所介護

長崎県告示第923号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類	
4270108360	居宅介護支援事業所 山本外科	長崎県長崎市上西山町1番18号パークシティ諏訪801 株式会社 山本外科 医院介護事業部	代表取締役 山本 修	長崎県長崎市上西山町1番18号パークシティ諏訪801 平成23年10月1日	居宅介護支援事業
4270108352	セントケア長崎	長崎県長崎市馬町81番地第7三光ビル20A号 セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号 平成23年10月1日	居宅介護支援事業
4270700620	セントケア平戸	長崎県平戸市戸石川町800-3 セントケア九州株式会社	代表取締役 川島 裕介	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号 平成23年10月1日	居宅介護支援事業
4270108378	ケアプランセンター 百音	長崎県長崎市向町791番地 株式会社わかば	代表取締役 越智 めぐみ	長崎県長崎市向町2199番地3 平成23年10月1日	居宅介護支援事業

長崎県告示第924号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第3条第1項の規定により、有害興行として、次のように指定する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

種類	題名（タイトル）	制作会社名等	指定理由
	家庭教師と未亡人義母～まさぐり狂宴（性）	オーピー映画	著しく少年の性的感情

映
画

和服姉妹 愛液かきまわす	(性)	オーピー映画
となりの人妻 熟れた匂い	(性)	オーピー映画
恋の罪	(性)	日活
囚われの淫獣	(性)	オーピー映画
トリプル不倫 濡れざかり	(性)	オーピー映画
ドリーム・ホーム	(暴・残・性)	香港
Yes, I do ～ふたりの距離～	(性)	エドニス
Love Body ～愛される身体を楽しむ方法～	(性)	エドニス
愛の新世界	(性)	オデッサ・エンタテイメント
発情花嫁 おねだりは後ろから	(性)	オーピー映画
恋の罪 (劇場向け新版)	(性)	日活
LoveISM ～愛のレッスン愛のレクチャー	(性)	エドニス
Love ing ～2人の未来～	(性)	エドニス
白昼の人妻 犯られる巨乳	(性)	オーピー映画
淫虐令嬢 吸いつく舌	(性)	オーピー映画
新妻の寝室 身悶え飼育	(性)	オーピー映画
罰当たり親子 義父も娘も下品で結構。	(性)	新日本映像
淫行病棟 乱れ泣く白衣	(性)	オーピー映画
極楽銭湯 巨乳湯もみ	(性)	オーピー映画
性犯罪捜査Ⅲ 秘芯を濡らす牙	(性)	オーピー映画
ノーパンの蓄 濡れたいの	(性)	オーピー映画
阿部定 ～最後の七日間～	(性)	新東宝映画
空に咲く愛の地図	(性)	オーピー映画
美女妻クラブ 秘密の癒し	(性)	オーピー映画
ハングオーバー！！史上最悪の二日酔い、国境を越える	(性・犯)	アメリカ
いんらん千一夜 恍惚のよがり	(性)	オーピー映画
艶剣客2 くノ一色洗脳	(性)	新東宝映画

を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。

多淫な人妻 ねっとり蜜月	(性)	オーピー映画
婚前生だし 未熟な腰つき	(性)	オーピー映画
マルドゥック・スクランブル 圧縮 完全版	(性)	アニプレックス
女真剣師 色仕掛け乱れ指	(性)	オーピー映画
夏の愛人 おいしい男の作り方	(性)	新日本映像
OL適齢期 おしゃぶり同棲中	(性)	オーピー映画
ファイナル・デッドブリッジ (暴・残・性)		アメリカ
キッズ・オールライト (オリジナルバージョン)	(性・犯)	アメリカ
援交強要 堕ちた人妻	(性)	オーピー映画
不倫密会 ふしだら狂い尻	(性)	オーピー映画
エッチ指南 はだけの赤襦袢	(性)	オーピー映画
人妻OL セクハラ裏現場	(性)	オーピー映画

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第2号に規定する「映画フィルム、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定める内容を有するものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は映画フィルム、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクの製作若しくは販売を行う個人又は団体が審査し、少年の視聴を不相当としたもの」に該当するものは、有害図書類である。

長崎県告示第925号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

種 類	書 名	発 行 所	指 定 理 由
8月号	「ザ・ベストマガジンspecial」	KKベストセラーズ	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。
8月号	「愛の体験 specialデラックス」	竹書房	
9月号	「恋愛天国パラダイス」	竹書房	
9月号	「恋愛白書パステル」	宙おおぞら出版	
49	「ふたりエッチ」	白泉社	
50	「ふたりエッチ」	白泉社	
5	「ヨメイロちょいす」	秋田書店	
5	「あきそら」	秋田書店	

6	「あきそら」	秋田書店
コミック	「制服まにあ」	竹書房
1	「コイバナ診察室」	竹書房
1	「ラブホなお仕事」	芳文社
1	「セレブ那由～AVない若奥さま～」	秋田書店
2	「セレブ那由～AVない若奥さま～」	秋田書店
3	「セレブ那由～AVない若奥さま～」	秋田書店
8月号	「BOY'S LOVE」	ジュネット
vol 12	「DVD June」	ジュネット
8月号	「コミック June」	ジュネット
コミック	「劣情 抱きたい男 抱かれない男」	ジュネット
コミック	「AVみたいにかきまぜて」	ジュネット
2	「P. B. Bプレーボーイブルース」	リブレ出版
3	「P. B. Bプレーボーイブルース」	リブレ出版
4	「職業・殺し屋。」	白泉社
5	「職業・殺し屋。」	白泉社
6	「職業・殺し屋。」	白泉社
7	「職業・殺し屋。」	白泉社
8	「職業・殺し屋。」	白泉社
9	「職業・殺し屋。」	白泉社
10	「職業・殺し屋。」	白泉社
11	「職業・殺し屋。」	白泉社
12	「職業・殺し屋。」	白泉社
13	「職業・殺し屋。」	白泉社
1	「血まみれスケバンチェーンソー」	エンターブレイン
2	「血まみれスケバンチェーンソー」	エンターブレイン
3	「血まみれスケバンチェーンソー」	エンターブレイン

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

長崎県告示第926号

平成23年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
平23年長崎県臨1第1号	10月14日	和 勝	黒毛和種	1 級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第927号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松浦市今福町浦免字曲709から711まで、又711、712、715、719、字水ノ本1025、1028から1031まで、1038、1039のイ、1039のロ、1040から1043まで、字走子又1044の第1、1045、1046、1047の第1から1047の第3まで、1048から1050まで、1051の1、1052の第2、1053、1054の第1、1055、又1056、1058のイ、1058のロ、1059から1061まで、1062の第2、1066、1069の1、1071から1074まで、1075のイ、1075のロ、1076の2、又1076、1077の第1、1077の第2、1078の第2、1078の第3、1079から1082まで、1084のイ、1084のロ、1085から1095まで、又1096、1097から1099まで、1100の1、1101、又1101、今福町仏坂免字曲426、427、431、438の第1、438の第2、439から456まで、字神平303、字雇尾304から314まで、315の第1、又316、322、323、329から332まで、333の1から333の3まで、334、340から344まで、字水ノ本345、346、347の第1、348から352まで、382から384まで、平戸市生月町壱部字岳之平4496の1、4498、4568から4572まで、4574、4576、4577、4579、4580、4582から4586まで、4588から4591まで、4594、4596の1、字竹崎4893の2、4896

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐世保市小舟町2590・2608・2609（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2562から2581まで、2591、

世知原町栗迎593から595まで、606、608から610まで、631の1、632、767の1から767の3まで、768、770の第1、771、772、774、775、779のイ、779のロ、789の1、805の1、811、813の1、813の2、816から820まで、821の1、824の1、824の2、825、826の1、880、882の1、882の3、883、885から887まで、891、892、895の1、898、907、908の1、952の1、952の2、952の4、世知原町北川内1267、1269、1271、1272

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市岐宿町河務字寝々畑1186番1地先から 五島市岐宿町河務字鍋山768番4地先まで	前	12.0～53.7	171.5	
	後	12.0～44.2	171.5	

長崎県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市岐宿町河務字寝々畑1184番地先から 五島市岐宿町河務字鍋山762番1地先まで	平成23年11月1日

長崎県告示第931号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認めた。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成23年11月1日

島原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
平成23年10月21日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県島原市湊町8番1、18番、98番1、119番1に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
505.87平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和56年1月31日
長崎県指令55港許第142号
- 6 閲覧場所
長崎県島原市上の町537
島原市役所

長崎県告示第932号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成23年11月1日

島原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
平成23年10月24日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県島原市湊町98番1から119番1に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
1,050.55平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和60年10月11日

長崎県指令60港許第98号

6 閲覧場所

長崎県島原市上の町537

島原市役所

長崎県告示第933号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習業務委託

2 資格要件

道路交通法第108条の2第3項及び同法施行規則第38条の3に基づく長崎県公安委員会の認定を受けていること。（認定を受けていない者にあつては、平成23年11月14日までに長崎県公安委員会あて申請し認定を受けていること。）

3 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 6の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) 申請書の提出期限の日及び入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかな者

(7) 長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者

(8) 長崎県内に本店、支店又は営業所を置いていない者

4 入札参加者の資格及びその審査

(1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

5 資格審査申請の時期

この告示の日から平成23年11月29日までの間（県の休日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から12に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (2) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添え、12に掲げる場所に直接持参すること。
 - ア 法人にあつては登記簿謄本
 - イ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - エ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - オ 印鑑届（様式第2号）
 - カ 口座振替申込書（様式第3号）
 - キ 長崎県公安委員会の認定を受けていることを証する書類の写し
- 7 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（原則として郵送）する。
- 8 資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成24年3月31日までとする。
- 9 資格審査申請事項の変更
入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 10 競争入札参加資格変更審査申請
入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅延なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）を提出し、審査を受けなければならない。
 - (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
 - (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。
- 11 資格の取消し等
 - (1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)又は3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が3の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
 - (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
 - (3) 資格を受けた者が、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。
- 12 申請書の交付及び提出場所
(名称) 長崎県警察本部警務部会計課（出納係）
(住所) 〒850-8548 長崎市万才町4番8号
(電話) 095-820-0110

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習業務委託に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社

--	--

郵便番号					-						
所在地											
フリガナ 商号又は名称											
フリガナ 代表者職氏名											印
電話番号								FAX番号			

支社

--	--

郵便番号					-						
所在地											
フリガナ 商号又は名称											
フリガナ 代表者職氏名											印
電話番号								FAX番号			

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 登記簿謄本
- 2 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 3 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税
の未納がないことを証する証明書
- 4 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 5 印鑑届（様式第2号）
- 6 口座振替申込書（様式第3号）
- 7 長崎県公安委員会の認定を受けていることを証する書類の写し

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書

貸借対照表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資本の部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産		その他	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書(

年 月 日から

年 月 日まで)

単位：円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(カ) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(カ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高-売上原価)	当期利益 (税引後)	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
2 基準年度欄は、基準年度（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数		技術関係職員	事務関係職員	その他職員	合計
		人	人	人	人
	総従業員数				
	支社等の従業員数 01	()	()	()	()
	02	()	()	()	()
	03	()	()	()	()
	04	()	()	()	()
	05	()	()	()	()
	06	()	()	()	()
	07	()	()	()	()

- (注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資本 額	区 分	資 本 金	資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	任意・別途 積 立 金	当 期 未 処 分 利 益	計
		直前の事業年度					
	基 準 年 度						

(4) 財務比率

売 上 高 当期利益率	$\frac{\text{当期利益}}{\text{売上高}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%
固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{長期借入金+自己資金計}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	M T S H 年	年 月	年 月

※ 年月数は基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

品目又は分類	金額 (円)	営業比率 (%)	長崎県庁 売上高欄 (円)
合 計		100.0	

(注) 合計欄の額は、損益計算書の売上高（金額）と一致すること。

4 委 任 状

商号又は
名 称 _____

私は、 役 職 名 _____を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 委託業務の受託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

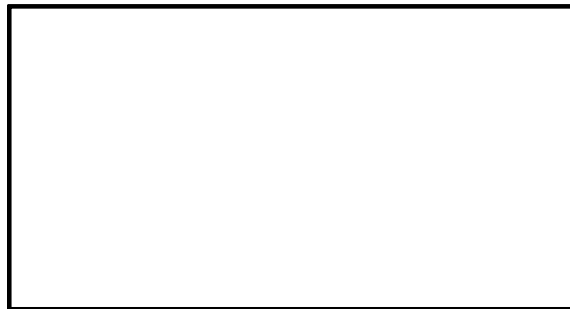
印

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登 録 番 号				
---------	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届けていただけます。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第3号)

登録番号				
------	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 中村 法道 様

平成 年 月 日

長崎県の業務に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい

預金種別

- 1 : 普通
- 2 : 当座
- 3 : 別段

銀行 ()		支店 出張所	預金 種別	
口座番号 (右詰で記入)			口座 名義人 (漢字)	

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)																		
---------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

印

(様式第4号)

資格審査結果通知書

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 中村 法道 印

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を

審査した結果、
下記のとおり資格がある
資格がない
ものと決定しました。

記

1 登録番号

2 登録年月日 平成 年 月 日

3 登録品目(業種)

4 有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(様式第5号)

登録番号				
------	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変更年月日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第6号)

登 録 番 号				
---------	--	--	--	--

競争入札参加資格変更審査申請書

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

TEL/FAX

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更のあった理由

3 その他

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン時津ショッピングセンター
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷字札の元751-5
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更外
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
時津町長 平瀬 研
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商工金融課、時津町建設部産業振興課

長崎県労働委員会委員の任命（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、次の者を平成23年11月1日付けで長崎県労働委員会委員に任命した。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

区 分	氏 名	職 名
公益委員	國 弘 達 夫 福 澤 勝 彦 堀 江 憲 二 山 田 千香子 山 下 肇	弁護士 長崎大学経済学部教授 弁護士 長崎県立大学経済学部教授 弁護士
労働者委員	佐 竹 明 彦 林 厚 志 太 田 清 田 端 康 弘 森 光 一	全国一般長崎地方労働組合特別執行委員 電機連合西九州地方協議会事務局長 全日通労働組合長崎県支部執行委員長 長崎県電力関連産業労働組合総連合会長 日本労働組合総連合会長長崎県連合会事務局長
使用者委員	高 尾 茂 白 石 幸 男 船 橋 佐知子 大 熊 稔 幸 川 口 勇一郎	丸高商事(株)代表取締役社長 長崎県経営者協会専務理事 九州教具(株)代表取締役副社長 三菱重工業(株)長崎造船所総務部長 キングタクシー(株)専務取締役

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、有馬干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
竹 馬 永 朋	南島原市南有馬町己273	竹 馬 永 朋	南島原市南有馬町己273
本 多 新 一	南島原市南有馬町丁233	糸 山 末 廣	南島原市南有馬町戊153
石 田 文 和	南島原市南有馬町丁424	近 藤 一 海	南島原市南有馬町乙1634
馬 場 有 久	南島原市南有馬町丁725	森 忠 信	南島原市南有馬町丁428- 2
草 野 重 孝	南島原市南有馬町乙1227- 2	日 向 信 治	南島原市南有馬町丁391
井 村 則 義	南島原市北有馬町丁23- 4	溝 田 好 修	南島原市北有馬町丙111
柘 植 善 和	南島原市北有馬町己431	尾 崎 昌 幸	南島原市北有馬町己877- 1
中 村 正 明	南島原市北有馬町己1302	陣 川 勇	南島原市北有馬町己618
川 島 好 勝	南島原市北有馬町戊155	川 島 好 勝	南島原市北有馬町戊155
古 瀬 和 博	南島原市西有馬町龍石814	苑 田 一 徳	南島原市西有馬町龍石881
狩 野 一 美	南島原市西有馬町龍石3825	吉 田 栄	南島原市西有馬町龍石4963
松 永 庄 三	南島原市西有馬町龍石5127	石 橋 政 男	南島原市西有馬町龍石534
狩 野 博 明	南島原市西有馬町龍石5319	狩 野 千 春	南島原市西有馬町龍石5911- 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
糸 山 末 廣	南島原市南有馬町戊153	中 村 成 久	南島原市南有馬町丁349
内 藤 東 洋	南島原市北有馬町丁93- 6	五 島 弘 信	南島原市北有馬町丁325
濱 松 啓 介	南島原市西有馬町龍石968- 1	狩 野 一 光	南島原市西有馬町龍石3697

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、三会原第1地区（2工区）に係る換地処分をした。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営山田地区土地改良事業（排水路工）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計

画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営山田地区土地改良事業変更計画書（排水路工）の写し
- 2 縦覧期間
平成23年11月1日から平成23年12月1日まで
- 3 縦覧場所
雲仙市役所農林水産商工部農漁村整備課内

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営山田地区土地改良事業（暗渠排水工）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営山田地区土地改良事業変更計画書（暗渠排水工）の写し
- 2 縦覧期間
平成23年11月1日から平成23年12月1日まで
- 3 縦覧場所
雲仙市役所農林水産商工部農漁村整備課

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営寺西地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営寺西地区土地改良事業変更計画書（農業用道路）の写し
- 2 縦覧期間
平成23年11月1日から平成23年12月1日まで
- 3 縦覧場所
松浦市役所農林課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（基盤地図情報整備）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市、南島原市、長与町、波佐見町、新上五島町	平成23年11月29日から 平成24年3月31日まで

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成23年11月1日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習業務委託

(2) 業務期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(3) 委託内容

長崎県内において安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習業務及びその他これに付随する事務（詳細については、入札説明書添付の「安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「安全運転管理者等講習実施要領」のとおりとする。）

(4) 業務場所

ア 安全運転管理者に対する講習は、長崎市内4署（長崎警察署、大浦警察署、稲佐警察署、浦上警察署）、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、佐世保市内3署（早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署）、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬市内2署（対馬南警察署、対馬北警察署）の17単位ごとの管轄区域で実施すること。

イ 副安全運転管理者に対する講習は、長崎地区6署（長崎警察署、大浦警察署、稲佐警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署）、諫早地区6署（諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署）、佐世保地区6署（早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署）、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬市内2署（対馬南警察署、対馬北警察署）の7単位ごとの管轄区域で実施すること。

2 資格要件

道路交通法施行規則第38条の3に基づく長崎県公安委員会の認定を受けていること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 競争入札の参加者の資格等（平成23年長崎県告示第53号、平成23年長崎県告示第933号）に示した安全運転管理者等に対する講習業務委託に係る入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画認可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (5) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - (6) 国、地方公共団体又は法人向けサービスの業歴が1年以上であり、過去2年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
 - (7) この公告の日から9の入札の期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 4 入札参加資格を得るための申請の方法
- 入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等（平成23年長崎県告示第53号、平成23年長崎県告示第933号）に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
長崎県警察本部警務部会計課（出納係）
〒850-8548 長崎市万才町4番8号
電話 095-820-0110
- 5 入札の方法等
- (1) 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者
 - (2) 入札書の記載
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。
また、仕様書等に記載されている契約期間中の実施予定人数をそれぞれの単価に乗じて得た額の合計額を入札書に記載すること。
なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求の時に加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）
 - (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度若しくは再々度の入札を行う。
 - (5) 電送及び郵送による入札は認めない。
 - (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 6 最低制限価格
無
- 7 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称
長崎県警察本部警務部会計課（出納係）
〒850-8548 長崎市万才町4番8号
電話 095-820-0110
- 8 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成23年11月15日までの間（県の休日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。
 - (2) 場所 7に掲げる場所において交付する。
- 9 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年12月6日（火）午後1時30分～
 - (2) 場所 長崎市元船町17-3 長崎港フェリーターミナルビル2階大波止会議室
- 10 入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に7の部局に確認すること。
- 11 契約条項を示す場所
7の部局とする。

- 12 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 資格審査結果通知書の提示
入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。
- 14 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約を締結したことの証明（2件以上）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約の履行証明（2件以上）を提出する場合
- 15 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(5)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
 - (12) 資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、その入札を無効とする。
- 16 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 17 落札決定の取消
落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。
- 18 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成23年11月1日

長崎県公立大学法人理事長 清浦 義廣

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

長崎県立大学シーボルト校 基幹サーバ賃貸借および保守 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成24年2月1日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）

(5) 入札の方法

(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成23年3月22日規程第4号）第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 3の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2の(2)のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

（提出期限）平成23年11月29日（火）17時00分

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、納入しようとする物品の機能等証明書を平成23年11月29日（火）17時00分までに、

5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

- 7 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から平成23年11月22日(火)17時00分までの間(本法人の休日を除く。)
(場所) 5の部局等とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、5の部局等まで送付すること。(上記期限内必着とする。)
- 8 入札説明会の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
(期日) 平成23年11月15日(火)10時00分
- 9 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
(期日) 平成23年12月9日(金)10時00分開始
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。
- 10 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の5/100の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本法人、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表(八二四)一一六一
直通(八九五)二二一六

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺田敏子